

第2回検討会の主な意見等に対する対応方針

No.	委員からの意見・質問	対応方針	目次	ページ
1	水域と浸水区域で区別しているが、浸水区域も水域に含まれるのではないのか。 「浸水区域」の区域というとかの制約を課するようなニュアンスがあるため、国交省では実際に浸水被害が起こった所を「浸水範囲」や「浸水域」と言い、「浸水区域」という用語は使っていない。	河川湖沼と洪水等の原因により水に浸かってしまった場所との区別のため、水域と浸水区域に表現させていただいたが、正しい表現ではないことから、「洪水や氾濫が原因で発生する浸水域等とし」これによって引き起こされる災害を「洪水・津波災害等」と表現する。	序章 第1節	P. 3
2	1つの水難事象とか、局所的な災害対応の活動マニュアルになっているのではないのか。広範囲な災害であれば、把握しなければならない状況はもっと大きくなる。また、そういった災害の時には、水防態勢や非常警備態勢がどの本部にも設置され、資機材等も準備されている。そこで改めて何かを準備するとか、何で救助するかを考えるということはないと思う。	広範囲に多数の水難救助事案が発生し、人的・物的資源の適正な投入が必要な災害を対象とすることを、マニュアルの冒頭に明確に示す。 ただし、現場活動においては、局所的な活動要領も示す必要があることから、各項目にあった視点で整理する。	序章 第1節	P. 3
3	対象災害に津波と高潮が含まれていない。 水災害は、内水氾濫、外水氾濫、津波、高潮の4つに区分される。	対象とする自然災害を、河川増水、外水氾濫、内水氾濫、高潮、津波とする。	序章 第3節	P. 8 ～ P. 12
4	用語については、他機関連携に支障がでないように調整を図る必要がある。	国土交通省、気象庁等が示す用語を基準に整理し、現場での混乱を招かないように配慮する。	序章 第3節	P. 8 ～ P. 12
5	環境区分を示す動水圧については、「流れがある」とか「移動の時に流れの影響を受ける」という表現の仕方もあるのではないのか。	「流れの影響を考慮する必要がある」と表記する。	第1章 第4節	P. 15
6	流水が静水かを各隊員が自ら判断しなければならないとなると、判断ミスにより事故に繋がるのではないのか。判断できるような目安を示すとか、判断が付きにくい場合は注意が必要などと明記するべきではないのか。 流れがあるかないかの境界は、大体流速0.4～0.5m/sである。つまり1ノットである。それ以上になると流れがあると普通の人を感じる。ただ、流速0.5m/sでも水深によって変わるので、水深と流速の両方を考えないといけない。流速0.4～0.5m/sで水深0.5mを超えると危ないという書き方が良いのではないのか。 水深0.5mはおおむね膝下で、それを超えると動きにくくなる。 また、川の流れの場合は、上が早くて底は少しゆっくり。津波の場合は、上から下まで同じ速度となる。	流れの影響は、水深と流速の僅かな差によって、体にかかる力が大きく変化することから、数値的な基準で活動環境を区分するのは困難である。 しかしながら、流水救助活動における活動の判断目安を示す必要があることから、流速1ノット(0.4～0.5m/s)、水深は膝の高さ(0.5m)までが安定して歩行ができ、それ以上は歩行が困難になることをグラフと記述で示す。 なお、数値は目安であり絶対的数値ではないことを示すとともに、環境の継続性(変化する)から、流れの影響が危険と判断したら活動を中止する旨も記載する。	第1章 第4節	P. 16 ～ P. 17
7	レベル3には、「水難救助隊等の専門教育を受けた部隊での対応が必要」とあるが、全ての消防隊が専門の教育を受けていない。そういった隊員はボートを引くことが出来なくなってしまうのではないかと危惧する。	活動レベルの区分については、定義が不明確である(流水のボート活動と静水のボート活動が同じレベルではない等)ことから、レベル表記を削除する。	第1章 第4節	P. 18 P. 20
8	環境区分と活動区分というのは、マトリクスになるので、フローチャートではなくマトリクスの方が分かりやすいのではないのか。	環境区分と活動区分が混在しているため、フローチャートを水難救助活動と救助方法に分類したうえで、マトリクス表として整理する。		
9	装備とゾーニングと活動区分はセットで考えないと危険である。 最低このくらいの装備が必要などとわかりやすく記載した方が良い。 分類ごとに応じた装備を再検討するべきである。	消防本部の実情により、全国一律に配備することは困難であるため、分類ごとにおいて安全管理上着目すべき装備をマトリクス表に明記する。 また、装備の目安を分類ごとに標準装備(標準モデル)と選択装備(より効果的な活動につながる装備又は状況に応じて必要となる装備)に区分して紹介し、絶対的なものとしては示さない。	第1章 第4節	P. 19 ～ P. 25
10	出勤時に備えて事前情報を把握しておく必要がある。 ハンディキャップを持っている方と健常者の救助は違うと思うが、ハンディキャップを持っている方の救助にも触れるのか。 ハンディキャップを持っている方の施設は、割と浸水域とか土砂の流出域にある場合が多いため、そういう場合はどうするとか、そういう場所を予めマークしておくということも加えていただきたい。	「事前計画による情報収集要領」の項目を設け、警防計画や自治体の作成するハザードマップ等による事前把握及び各種ウェブサイトからの情報収集について紹介し、予め管轄エリアの特性を把握することが重要であると記載する。	第3章 第1節	P. 46
11	切創による大出血等の応急処置は記載しないのか。 感染症の記載も必要ではないのか。	水難救助現場における傷病者の代表的な状態とその応急処置のみを記載する。(救急隊が行う専門的な処置は含めない) 従って、感染症については、隊員に対する安全管理要領に記載する。	第3章 第4節	P. 58 ～ P. 59
12	安全管理に感電の危険や側溝・マンホールへの転落危険等も示した方が良いのではないのか。 状況の変化(内水氾濫から外水氾濫等)に対する留意事項も追加していただきたい。	安全管理要領の項目として、「感電危険」、「転落・転倒」について示す。 また、「急激な環境変化」について示す。	第4章 第2節	P. 60 ～ P. 63
13	「アンダーパス立体交差」というのも車だと思いが、「車両からの救助」というのは、流されている車を言っているのか。 また、都市型水害の「地下空間への浸水」は、地下街や地下鉄等の大規模な地下空間と、ビルの地下や駐車場等の小規模な地下空間があり、活動内容は大きく変わってくる。	車両からの救助は、流水救助活動とアンダーパスでの2種類について事例を挙げる。タイトルもわかりやすく区分する。 また、地下空間については、大規模と小規模に分類し、それぞれの活動事例を紹介する。小規模地下空間では閉鎖環境のため、潜水活動、排水活動が予想される。	第5章 第3節 第4節 第7節 第8節	P. 69 P. 70 P. 78 P. 79
14	他機関との連携をする時に、どういうすり合わせをするかといった内容も必要ではないか。	「関係機関の把握」の項目に記載する。	第5章 第11節	P. 83 ～ P. 85
15	関係機関との連携の部分になるが、ポンプ車を使って浸水深を少しでも早く浅くするとか、氾濫する流れを若干緩やかにするという事は、場合によってはできなくはない。この位まで緩和すれば陸上や水上から近付けるというような境界条件を示していただくと、緊急の排水活動の際にそういうものを優先して、少しでも陸上や水上から近付けるエリアを広げたり、早めたりすることができるかもしれない。	消防力の劣勢となる災害であり、関係機関との連携による排水作業や流速の緩和については、非常に効果的であると考えているが、現場の状況次第であり具体的な境界条件の様なものを示すのは困難と考えるため、洪水・津波災害等に携わる関係機関とその任務の把握という視点で記述する。	第5章 第11節	P. 84 ～ P. 85